

伊勢志摩国立公園地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを伊勢志摩国立公園において推進するための具体的なプログラム(以下、「ステップアッププログラム」という。)を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、伊勢志摩国立公園地域協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 伊勢志摩国立公園における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項
- (2) 「ステップアッププログラム」の策定及び実施に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じアドバイザーから意見を聞くことができる。アドバイザーは別表2とする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、事務局長が進行する。

(幹事会)

第5条 協議会の協議事項を円滑に進めるため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる者で組織する。
- 3 幹事会では、次の事項について協議する。
 - (1) 協議会から付託された事項
 - (2) 協議会に付議すべき事項
 - (3) その他、協議会の運営を円滑にするために資する事項
- 4 幹事会は、必要に応じ別表2のアドバイザーから意見を聞くことができる。
- 5 幹事会には、必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、三重県農林水産部及び中部地方環境事務所に置く。

- 2 事務局長は、三重県農林水産部長及び中部地方環境事務所長をもって充てる。

(改正)

第7条 この要綱は、第3条に規定する協議会の構成員の発議により、協議会に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月11日から施行する。

平成29年6月2日 改正

平成30年6月5日 改正

令和3年3月23日 改正

令和3年8月27日 改正

令和6年3月13日 改正

別表1

第3条第1項 構成員

構成員
《観光関係団体》
一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会会長
公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構事務局長
公益社団法人 伊勢市観光協会会長
一般社団法人 鳥羽市観光協会会長
一般社団法人 志摩市観光協会会長
南伊勢町観光協会会長
伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会会長
鳥羽市エコツーリズム推進協議会会長
伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会会長
《交通事業者》
近畿日本鉄道 株式会社部長
三重交通 株式会社常務取締役
《国の機関》
国土交通省中部運輸局観光部長
国土交通省中部地方整備局企画部長
環境省中部地方環境事務所長
《地方自治体》
伊勢市長
鳥羽市長
志摩市長
南伊勢町長
三重県地域連携・交通部長
三重県地域連携・交通部 南部地域振興局長
三重県雇用経済部長
三重県観光部長

三重県県土整備部長
三重県農林水産部長

別表2

第3条第2項 アドバイザー

アドバイザー
浅野 聡
天白 幸明
中村 賢一
橋川 史宏
皇學館大学
NPO 法人 伊勢志摩バリアフリースターセンター
株式会社 近畿日本ツーリスト中部
近鉄グループホールディングス 株式会社
株式会社 JTB
三井不動産 株式会社
鳥羽市立 海の博物館
神宮司庁
三重県農業協同組合中央会
三重県漁業協同組合連合会
いせしま森林組合
三重県商工会議所連合会
三重県商工会連合会
株式会社 百五銀行
株式会社 三十三銀行
※その他、事務局長が必要と認める者

第 5 条第 2 項 幹事会

構成員
《観光団体》
一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会事務局長
公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構事務局長
《国の機関》
国土交通省中部運輸局観光部観光地域振興課長
国土交通省中部地方整備局企画部企画課長
環境省中部地方環境事務所伊勢志摩国立公園管理事務所長
《地方自治体》
伊勢市関係各課長
鳥羽市関係各課長
志摩市関係各課長
南伊勢町関係各課長
三重県関係各課長